平成２７年（フ）第３４４号
千葉県流山市松ケ丘５丁目714番地の２
債務者　安部　秀子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３４８号
千葉県松戸市常盤平４丁目４番地の23　リベルラ常盤平406号
債務者　木伏　治郎
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９３号
千葉県我孫子市根戸970番地の５（Ｂ－２号）テラスシブヤ
債務者　向　　菊代
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５５号
岐阜県瑞穂市古橋1686番地１　ボヌールＢ－102号、前住所岐阜県瑞穂市牛牧1225番地１　メゾンボナールＢ－101号
債務者　棚橋みつ子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２５６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町和田706番地25
債務者　湯朝　真実（旧姓棚橋）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２８号
北海道標津郡中標津町西８条北６丁目２番地33
債務者　藪田とき絵
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第３５４３号
大阪府門真市上島町18番２－501号
債務者　吉田　純司
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２７号
大阪府吹田市豊津町11番14号（1005）
債務者　轟　　亮志
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６６４号
大阪府枚方市牧野本町１丁目28番25―23号
債務者　原田　健次
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３１号
福岡県宗像市徳重262番地17
破産者　株式会社サンワホームクリーンサービス
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３１号
福岡市南区井尻３丁目５番８号
破産者　有限会社水木和
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５６号
兵庫県豊岡市神美台157番地の28
破産者　株式会社シンセイ
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
京都府福知山市昭和町７番地
破産者　株式会社三ツ星商店
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
栃木県矢板市鹿島町２番28号
破産者　黒食産業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３号
栃木県矢板市鹿島町３番２号　國井方、開始決定時の住所栃木県矢板市鹿島町２番28号
破産者　黒尾　正義
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１号
栃木県栃木市西方町金崎623番地28
破産者　松井　和夫
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1063番地１
破産者　有限会社田村製作所
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部